

## 資料 1

### 「板橋区職員の危機管理に関する意識調査」

地政デザインフォーラム第1分科会

(\*) あなたの属性について、お尋ねします。

F 1. あなたの現在の所属をご記入ください。

( ) 部 ( ) 課

F 2. あなたの職階は、次のどれに該当しますか。

主事級    主任主事級    係長級    課長級    部長級

F 3. あなたの年齢層は、次のどれに該当しますか。

25才    26~35才    36~45才    46~55才    56才以上

問1 あなたは「危機」という言葉から、どんなことを連想しますか。以下の中から選んでください。(5つまで可)

- 1. 大規模な地震
- 2. 地震以外の大規模な自然災害（台風、豪雨、豪雪など）
- 3. 大規模な交通災害（航空機墜落、列車脱線、船舶沈没など）
- 4. 大規模なライフライン関係の事故（停電、ガス爆発など）
- 5. 伝染病・食中毒などの発生
- 6. 情報化に関する事故（情報システムダウン、情報漏えいなど）
- 7. テロ、暴動、大規模暴行等の事件
- 8. 法闘、詐欺など行政の不法行為や法規違反に関する事件、事故
- 9. 行政運営に関する事故や事件（税収不足、耐震改修、など）
- 10. その他 ( )

問2 あなたは、「危機管理」という言葉から、どんなことを連想しますか。以下の中から選んでください。(5つまで可)

- 1. 防災
- 2. 自治体
- 3. 首長
- 4. 警察
- 5. 消防
- 6. 自衛隊
- 7. 首相官邸
- 8. FEMA（連邦危機管理体制）
- 9. 企業
- 10. 情報
- 11. 資源
- 12. 災害想定
- 13. 復興
- 14. 委員
- 15. ボランティア
- 16. 保険
- 17. 領導
- 18. 訓練
- 19. 予知
- 20. その他（具体的に： ( ) )

問3 板橋区が、将来的に対応しなければならないと想定される重大な危機を、以下から5つ選んでください。

- 1.大規模な地震
- 2.地殻以外の大規模な自然災害（台風、豪雨、豪雪など）
- 3.大規模な交通災害（航空機墜落、列車脱線、船舶沈没など）
- 4.大規模なライフライン関係の事故（停電、ガス爆発など）
- 5.伝染病、食中毒などの発生
- 6.情報化に関する事故（情報システムダウン、情報漏えいなど）
- 7.テロ、暴動、大量殺傷等の事件
- 8.汚職、詐欺など行政の不法行為や法規違反に関する事件、事故
- 9.行政運営に関わる事故や事件（税収不足、耐震改修、など）
- 10.その他（具体的に：）

問4 前設問であなたが選んだら5つの重大な「危機」に対して、板橋区はどのような対策をすべきだと思いますか。選んだ「危機」の番号を  に記入の上、「危機」それぞれに対して、最も優先すべきと思われる対策を、1つ選んでください。

前設問で選んだら5つの危機の番号

- 1.危機の発生を未然に防ぐ対策を行う。
- 2.危機による被害を事前に減らす対策を行う。
- 3.発生後の被害を最小限にするための対策をする。
- 4.発生後の復旧・復興のための対策を行う。
- 5.想定される危機についての啓発や教育を行う。
- 6.その他（具体的に：）

問5 想定される重大危機に対して、区と地域との連携をどのように考えますか。ご自身の考えに最も近いものを、以下から1つ選んでください。

- 1.地域との密接な連携を首領から構築するべきである。
- 2.もっぱら行政が対応すべきものであり、地域との連携は不要である。
- 3.地域の力は計りきれないのに、連携には消極的でもやむをえない。
- 4.地域の力を生かす部分と、行政が行う部分とを整理しておくべきである。
- 5.危険が伴うために地域との連携は難しい。
- 6.その他（具体的に：）

問6 想定される重大危機に対して、あなたは住民の役割として何を期待しますか。  
(いくつでも可)

- ①.初期対応、救助、救援活動
- ②.情報伝達や避難誘導
- ③.物資や器具などの備蓄や管理
- ④.避難所の運営
- ⑤.訓練や講習会などの参加や企画
- ⑥.その他（具体的に：）

問7 危機管理体制の意思決定方法について、「トップダウン型」と「ボトムアップ型」のふたつに分けると、どの意思決定が望ましいと思いますか。以下の場面ごとに1つ選んでください。

(A：危機発生の認定とその対応策実施の決定の場面)

- ①.トップダウンが望ましい
- ②.どちらかというとトップダウンが望ましい
- ③.どちらかというとボトムアップが望ましい
- ④.ボトムアップが望ましい
- ⑤.どちらとも言えない

(B：危機の終結と緊急事態の解除の決定の場面)

- ①.トップダウンが望ましい
- ②.どちらかというとトップダウンが望ましい
- ③.どちらかというとボトムアップが望ましい
- ④.ボトムアップが望ましい
- ⑤.どちらとも言えない

問8 危機管理に必要とされる資質について、お母ねします。

(1) 区長、部長などのトップマネジメントに必要とされる資質を、3つ選んでください。

- |                                       |                                  |                                 |                                  |
|---------------------------------------|----------------------------------|---------------------------------|----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> ①.先見性        | <input type="checkbox"/> ②.決断力   | <input type="checkbox"/> ③.統率力  | <input type="checkbox"/> ④.判断力   |
| <input type="checkbox"/> ⑤.実行力        | <input type="checkbox"/> ⑥.指導力   | <input type="checkbox"/> ⑦.調整力  | <input type="checkbox"/> ⑧.分析力   |
| <input type="checkbox"/> ⑨.責任感        | <input type="checkbox"/> ⑩.視野の広さ | <input type="checkbox"/> ⑪.情報感覚 | <input type="checkbox"/> ⑫.体力、気力 |
| <input type="checkbox"/> ⑬.その他（具体的に：） |                                  |                                 |                                  |

(2) 部長、課長などの管理職に必要とされる資質を、3つ選んでください。

- |                                       |                                  |                                 |                                  |
|---------------------------------------|----------------------------------|---------------------------------|----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> ①.先見性        | <input type="checkbox"/> ②.決断力   | <input type="checkbox"/> ③.統率力  | <input type="checkbox"/> ④.判断力   |
| <input type="checkbox"/> ⑤.実行力        | <input type="checkbox"/> ⑥.指導力   | <input type="checkbox"/> ⑦.調整力  | <input type="checkbox"/> ⑧.分析力   |
| <input type="checkbox"/> ⑨.責任感        | <input type="checkbox"/> ⑩.視野の広さ | <input type="checkbox"/> ⑪.情報感覚 | <input type="checkbox"/> ⑫.体力、気力 |
| <input type="checkbox"/> ⑬.その他（具体的に：） |                                  |                                 |                                  |

問9 板橋区に危機管理室があるのを知っていますか。

1.知っている

2.知らない

問10 危機管理室の仕事のうち、「主なもの」と思われるものを、以下から3つ選んでください。

- 1.テロ・武力攻撃対応  2.窃盗・詐欺・児童誘拐等の犯罪対策  3.火災対応  
 4.個人情報漏洩や不祥事対応  5.停電・ガス漏れ等の事故対応  6.地震対策  
 7.台風等風水害対策  8.防災訓練  9.救命・救急講習  
 10.その他（具体的に：）

問11 大規模地震災害が発生した場合、あなたは、地域防災計画で定められた自分の役割を知っていますか。

1.知っている

2.知らない

問12 板橋区の危機管理に関する計画などについてお尋ねします。

- 1 板橋区国民保護計画  1.十分知っている  2.名称だけは知っている  3.知らない  
2 板橋区危機管理本部規則  1.十分知っている  2.名称だけは知っている  3.知らない  
3 板橋区危機管理対応指針  1.十分知っている  2.名称だけは知っている  3.知らない  
4 板橋区地域防災計画  1.十分知っている  2.名称だけは知っている  3.知らない  
5 板橋区災害対策本部活動計画  1.十分知っている  2.名称だけは知っている  3.知らない  
6 板橋区洪水ハザードマップ  1.十分知っている  2.名称だけは知っている  3.知らない

問13 今後、板橋区は危機管理について、どのような対応が必要だと思いますか。以下から3つ選んでください。

- 1.職員研修  2.職員訓練  3.ルールやマニュアルの整備  
 4.専門職員の採用  5.危機管理体制物資・機材の充実  
 6.警察・消防等関係機関との連携  7.団会等地域との連携  
 8.NPO、ボランティア等との連携  9.民間企業との連携  
 10.その他（具体的に：）

お忙しい中、ご協力ありがとうございました、ご協力に感謝申し上げます。

## 資料 2

### 東京都板橋区危機管理本部規則

平成19年3月30日  
東京都板橋区規則第11号

#### (設 置)

第1条 区民の生命、身体及び財産の安全を脅かし、区民生活に重大な被害を与えるおそれがある事態（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項の規定に基づき設置する災害対策本部並びに武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第27条第1項及び第183条の規定に基づき設置する国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部が対処する事態を除く。以下「危機」という。）への迅速な対応を図ることを目的として、東京都板橋区危機管理本部（以下「本部」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 本部は、区が全庁的に取り組む必要がある場合に、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 休日及び夜間において、危機に関する情報の収集及び対処に関する事。
- (2) 危機に対処するための総合的な基本方針に関する事。
- (3) 災害対策本部、国民保護対策本部又は緊急対処事態対策本部の設置準備に関する事。
- (4) 被災者の避難、救援、公共施設の復旧等の応急対策に関する事。
- (5) 各部局及び関係機関との連絡調整に関する事。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、被害の拡大防止等に関する事。

#### (本部の組織)

第3条 本部に、本部長、副本部長、本部員、特別活動員及び危機管理連絡員を置く。

- 2 本部長は、区長をもって充てる。

- 3 本部長は、本部の事務を統括し、本部を代表する。
- 4 副本部長は、副区長及び教育長をもって充て、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。この場合において、本部長の職務を代理する順序は、副区長、教育長の順とする。
- 5 本部員は、職員のうち、参事、専門参事、副参事又は専門副参事の職層にある者をもって充てる。
- 6 本部長は、必要があると認めるときは、前項に掲げる者以外の職員を本部員に指名することができる。
- 7 特別活動員の任命及び危機管理連絡員については、別に定める。

#### (本部長の権限)

第4条 本部長は、必要があると認めるときは、別に定める区の施設を避難所に指定することができる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、その権限を危機管理室長に委任することができる。

#### (本部員の職務)

第5条 本部員は、本部長の命を受け、又は第7条に規定する本部会議の決定に従い、本部の事務に従事する。

- 2 本部の事務を実施するに当たり、本部員は、東京都板橋区組織規則（昭和46年板橋区規則第5号。以下「組織規則」という。）その他の規則等に定める職務権限に基づき、所属職員（特別活動員及び危機管理連絡員を除く。）を指揮監督する。
- 3 本部員は、休日及び夜間において、輪番制により宿直勤務又は日直勤務を行い、危機に対し迅速な対応措置をとる。
- 4 宿直勤務及び日直勤務の勤務時間は、別表のとおりとし、その割振りは、本部長が定め、あらかじめ当該本部員に勤務を命ずる。
- 5 本部員のうち、組織規則第8条第1項に規定する部長（会計管理者、保健所長及び教育委員会事務局次長を含む。以下同じ。）に該当する者は、その所管する事務に関する危機への対応体制については、あらかじめ定めておく。

#### (特別活動員の職務)

第6条 特別活動員は、危機の状況に応じ、必要があると認める

きは、本部長が指示する職務に従事する。

#### (本部会議)

第7条 本部に、危機に対する総合的な対処方針等を決定するため、本部会議を置く。

- 2 本部会議は、本部長、副本部長及び本部長が定める本部員をもって構成する。
- 3 本部会議は、本部長が別に定める基準により招集し、これを主宰する。
- 4 本部長は、危機の態様に応じて、特定の本部員による本部会議を開催することができる。
- 5 本部長は、必要があると認めるときは、本部会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。

#### (幹事会)

第8条 本部長は、第2条第3号から第6号までに掲げる事務を処理するため必要があると認めるときは、本部に幹事会を置き、本部の事務を行わせることができる。

- 2 幹事会に、幹事長及び幹事を置く。
- 3 幹事は、危機の態様に応じ、本部員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。
- 4 幹事長は、組織規則等において危機に関係する事務を主に所管する部（会計管理室、保健所及び教育委員会事務局を含む。以下「所管部」という。）がある場合には当該所管部の部長を、所管部が不明若しくは無い場合又は所管部が複数にわたり調整する必要があると本部長が認める場合には危機管理室長をもって充て、前条に規定する本部会議の決定に基づき、幹事会の事務を掌理する。

#### (庶務)

第9条 本部の庶務は、危機管理室危機管理対策課において処理する。この場合において、所管部があるときは、当該所管部は、危機管理室危機管理対策課に協力するものとする。

#### (委任)

第10条 この規則の施行に関し必要な事項については、別に定める。

#### 付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。  
(東京都板橋区休日・夜間災害警戒本部規則の廃止)
- 2 東京都板橋区休日・夜間災害警戒本部規則（昭和56年板橋区規則第18号）は、廃止する。

(宿日直勤務命令に関する経過措置)

- 3 この規則の施行の際、前項の規定による廃止前の東京都板橋区休日・夜間災害警戒本部規則第5条の規定により命じられた宿直勤務又は日直勤務については、第5条第4項の規定により命じられた宿直勤務又は日直勤務とみなす。

別表（第5条関係）

区分	勤務時間		備考
宿直勤務	休日 勤務時間の割振りが午前8時30分からの者	午後5時15分から翌日の午前8時30分まで	休日とは、次に掲げる日をいう。 1 日曜日及び土曜日 2 国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日 3 1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日まで
	以外の日 勤務時間の割振りが午前8時45分からの者	午後5時30分から翌日の午前8時45分まで	
	勤務時間の割振りが午前7時40分からの者	午後4時25分から翌日の午前7時40分まで	
	休日	午後5時15分から翌日の午前8時30分まで	
日直勤務 (休日に限る。)	午前8時30分から午後5時15分まで		

## 資料 3

### 東京都板橋区危機管理本部運営要綱

(平成19年3月30日区長決定)

#### (趣旨)

第1条 この要綱は、東京都板橋区危機管理本部規則（平成19年板橋区規則第11号。以下「規則」という。）第10条の規定に基づき、東京都板橋区危機管理本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (本部の呼称)

第2条 本部の呼称は、危機の内容に応じ定めるものとする。この場合において、本部の呼称を定め難いときは、単に「板橋区危機管理本部」とする。

#### (本部員等の職務)

第3条 本部員のうち、規則第5条第5項に規定する部長（以下「所管部長」という。）は、同項に基づき、所管事務の危機に関する事前発生予防、発生時の対処措置及び事後の復旧措置について、危機の段階に応じたマニュアル、計画等（以下「危機計画等」という。）を、あらかじめ定めるものとする。

2 前項の所管部長以外の本部員は、所管事務の危機に関する平素の訓練、対策、法的根拠の確認等について、検討を行い、より的確、効果的な危機計画等となるよう必要な見直しを図るものとする。

3 危機管理対策課は、前2項に関する指導、助言を行い、危機計画等を一元的に管理する。

#### (休日・夜間監視事務)

第4条 本部員は、規則第5条第3項に規定する宿直勤務又は日直勤務（以下「休日・夜間監視事務」という。）において、危機に関する情報を覚知したときは、その情報を収集及び記録し、状況に応じ速やかに、危機管理室長、規則第8条第4項に規定する所管

部の部長及び危機管理対策課長に連絡するとともに、関係機関との連絡調整を行うものとする。

- 2 本部員は、休日・夜間監視事務を終えたときは、直ちに、危機管理室長に経過を報告し、事務を引き継がなければならない。
- 3 勤務を終えた本部員に交替して引き続き休日・夜間監視事務に従事すべき本部員があるときは、前項の規定にかかわらず、当該本部員に事務を引き継がなければならぬ。この場合において、事務引継ぎの完了しない本部員は、完了までの間、引き続き当該事務に従事しなければならない。
- 4 本部員は、疾病、休暇その他やむを得ない事情により、休日・夜間監視事務に従事することができないときは、あらかじめ、その旨を本部長に届け出なければならない。

#### (本部会議)

第5条 規則第7条第2項に規定する本部長が定める本部員は、東京都板橋区組織規則（昭和46年板橋区規則第5号）第8条第1項に規定する部長、会計管理者、保健所長、教育委員会事務局次長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、区議会事務局長、危機管理対策課長、防災課長及び広聴広報課長を常任構成員とし、必要に応じ本部長が指名する。

- 2 本部会議の招集は、別に定める基準により、危機管理室長が所管部長の請求を受け、又は同室長自らの判断により総合的に検討し、本部長である区長に本部会議の招集を求める。
- 3 本部会議は、原則として、危機管理室防災センターにおいて開催する。
- 4 本部長は、本部会議を招集したときは、本部の運営を円滑に行うため、発生した危機の特性及び大きさに応じ班を編成し、役割分担を決定することができる。この場合において、本部長は、第3条第1項に規定する危機計画等を参照して決定するものとする。

#### (特別活動員)

第6条 本部長は、板橋区地域防災計画で定める特別活動員と同一の職員を、本部の特別活動員として任命する。

2 特別活動員の区分及び内容は、次に定めるとおりとし、本部長の指揮命令により、活動するものとする。

- (1) 地域班 災害状況の調査、応急対策活動等に関すること。  
(本部長が指定する地域センターに参集)
- (2) 避難所隊 避難所の開設運営に関すること。(本部長が指定する避難所に参集)
- (3) 情報隊 情報の収集及び伝達に関すること。(防災センターに参集)
- (4) 情報連絡員 無線により、被災情報を迅速に本部へ連絡すること。
- (5) バイク隊 情報の収集、伝達、緊急物資の輸送等特命事項に関すること。(防災センターに参集)

#### (本部の廃止)

第7条 本部は、災害対策本部、国民保護対策本部又は緊急対処事態対策本部に移行したときは、廃止する。

#### 付 則

##### (施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。  
(板橋区危機管理本部設置要綱の廃止)
- 2 板橋区危機管理本部設置要綱(平成16年10月1日区長決定)  
は、廃止する。

## 資料 4

# 首都直下地震による東京の被害想定(最終報告)の公表について

平成18年3月28日 総務局

## 想定結果の概要

### (1) 全体の傾向

#### <地震動>

震度6強は、東京湾北部地震で区部東部を中心に発生する。

#### <建物被害>

建物被害は、東京湾北部地震、多摩直下地震でいずれも規模(M7.3、M6.9)を問わず、区部の木造住宅密集地域を中心に発生する。

#### <人的被害>

人的被害は、死亡は火災を原因とするものが多く、負傷は建物倒壊及び屋内収容物の転倒を原因とするものが多い。

#### <交通被害>

道路や鉄道の橋梁などの被害は区部東部の震度6強のエリア内で発生する。鉄道はほとんど一時運行停止し、また緊急交通路の渋滞も発生する。

#### <ライフライン>

ライフラインは、東京湾北部、多摩直下地震を問わず区部東部に被害が多い。

#### <避難者>

避難者は、発災直後より、ライフラインの停止などの影響の出る1日以後にピークを迎える。

#### <帰宅困難者>

鉄道等の運行停止により、大量の帰宅困難者が発生するととも

に、ターミナル駅に乗客等が集中し、混乱する。

<エレベーターの閉じ込め>

エレベーターの閉じ込めが都内全域にわたり発生する。

## (2) 人的被害（風速 6 メートル/秒）

### 1) 冬の夕方18時の場合

東京湾北部地震M6.9の場合、約2,800人が死亡。このうち約51%の約1,400人は火災が原因で死亡。負傷者は約75,000人であり、このうち約11,000人（約15%）が重傷者。負傷の原因としては、建物倒壊によるものが約32,000人（約43%）、屋内収容物によるものが約24,000人（約32%）。M7.3では、約5,600人が死亡し、約159,000人が負傷。

多摩直下地震M6.9の場合、約1,500人が死亡し、約51,000人が負傷。M7.3では、約3,400人が死亡し、約86,000人が負傷。

### 2) 冬の朝5時の場合

都民の多くが自宅で就寝中に被災するため、建物被害と屋内収容物による死傷者は多いが、火災による死者は少ない。

東京湾北部地震M6.9の場合、約1,700人が死亡し、このうち約77%の約1,300人は建物倒壊が原因で死亡。負傷者は約87,000人であり、このうち建物倒壊によるものが約58,000人（約66%）、屋内収容物によるものが約26,000人（約30%）。

M7.3では、約4,500人が死亡し、約163,000人が負傷する。

多摩直下地震の場合、約700人が死亡し、約54,000人が負傷する。M7.3では、約1,700人が死亡し、約105,000人が負傷する。

## (3) 交通被害

### 1) 道路被害

#### ア 道路橋梁・橋脚被害

道路橋梁・橋脚被害は、震度 6 強エリア内に発生。

東京湾北部地震M6.9の場合、震度 6 強エリア内にあり被害を受ける橋梁・橋脚は288箇所であり、このうち復旧に長

期間を要する大被害は10箇所。M7.3の場合、被害を受ける橋梁橋脚は607箇所であり、大被害は22箇所。

多摩直下地震M6.9の場合、震度6強エリア内にあり被害を受ける橋梁・橋脚はないが、M7.3の場合は12箇所被害を受ける。

#### イ 細街路の閉塞（メッシュ数割合）

東京湾北部地震の場合、閉塞率15%以上の高い地域は区部東部では荒川沿いに、区部西部では環状7号線沿いに集中。

多摩直下地震の場合、M6.9ではほとんど閉塞は発生しないが、M7.3では閉塞率15%以上の地域が多摩地区を中心に約25%発生。

#### ウ 緊急交通路の渋滞区間延長

走行速度が時速20キロメートル以下で渋滞する区間は、緊急交通路延長距離747.4キロメートルのうち、渋滞区間延長距離は240.8キロメートル（約32%）。

### 2) 鉄道被害

鉄道橋梁・高架橋被害は、震度6強エリア内に発生。

東京湾北部地震M6.9の場合、被害を受けるのは316箇所。

このうち、復旧に長期間を要する大被害は14箇所。M7.3の場合、663箇所が被害を受け、このうち大被害は28箇所。

多摩直下地震の場合、M7.3で、21箇所被害を受け、大被害は1箇所。

### 3) 港湾施設被害

東京湾北部地震の場合、総バース158箇所のうち被害を受けるのは、M6.9では61箇所、M7.3では87箇所。

多摩直下地震の場合、被害を受けるのはM6.9では19箇所、M7.3では44箇所。

### 4) 空港施設被害

羽田空港は、B滑走路の液状化対策を終了しているが、他の滑走路は液状化対策が未実施であり、地震により使用不能となる可能性が高い。

調布飛行場は液状化しないため、滑走路は使用可能である。

東京ヘリポートは、着陸帯の一部などが液状化対策を終了しており、震災時にも使用可能である。

#### (4) ライフライン復旧

東京湾北部地震M6.9の場合の復旧日数は、電力は6日、通信は14日、ガスは22日、上水道は21日、下水道は21日。

多摩直下地震M6.9の場合の復旧日数は、電力は6日、通信は14日、上水道は11日。

#### (5) 避難者（冬の夕方18時 風速6メートル/秒）

発災直後に建物の被災が原因で避難する者は、東京湾北部地震M6.9の場合、約166万人、M7.3では約287万人。避難者数のピークは、エレベーターの運転停止や上下水道の被害による生活支障の影響が大きくなる1日後であり、約271万人。

#### (6) 帰宅困難者

震度5強の場合には鉄道等ほとんどの交通機関が停止する。

このため、いずれの地震規模でも都全体で外出者（都内滞留者）約1,144万人のうち、約392万人（約34%）の帰宅困難者が発生。

方面別の帰宅困難者は、埼玉県方面で約89万人、神奈川県方面で約85万人、千葉県・茨城県南部で約79万人。

発災直後の主要なターミナル駅は、約10～20万人の滞留者で混乱。最終的に帰宅できない帰宅困難者数は、東京駅が約14万人、渋谷駅が約10万人、新宿駅や品川駅がそれぞれ約9万人。

観光ビジネスなど国内各地から東京を訪れる者約55万人、海外からの訪問者約7,900人も帰宅困難者となる。これらを合わせると、帰宅困難者数は約448万人となる。

#### (7) 災害要援護者（冬の夕方18時 風速6メートル/秒）

東京湾北部地震M6.9の場合、災害要援護者約142万人のうち、死者は851人。

## (8) 自力脱出困難者

東京湾北部地震では、M6.9で約9,400人、M7.3で約22,700人の自力脱出困難者が発生。

多摩直下地震では、M6.9で約2,500人、M7.3で約7,500人の自力脱出困難者が発生。

## (9) 震災廃棄物（冬の夕方18時 風速6メートル/秒）

東京湾北部地震M6.9の場合、震災廃棄物は2,320万トン（1,605万立方メートル）発生。これは、平成15年度の産業廃棄物約2,360万トンとほぼ同じ。

## (10) 主要な地下街の被災

地下街の滞留者が階段に殺到し、全ての地下街で負傷者が発生。

## (11) 中高層住宅の被災

中高層住宅では、地震によりエレベーターの停止や断水など生活に支障が生じて生活することができなくなり、中高層住宅の住民は避難せざるを得ない。

古い中層住宅では高置水槽が多いことから、これが被害を受けたときは断水となり、水道が復旧するまでには時間がかかる。

東京都HPより 拠録